

キャンパスへ入構する車両への課金について

平成 21 年 5 月 15 日
九州 大 学

1. 基本的考え方

本学は世界的教育研究拠点を目指しており、持続可能な社会の構築に向け、教育研究の実施のみならず、環境への配慮に関する取り組みを強化し、社会をリードする責務を有している。そのため、これまでも階段の利用促進や消灯の励行などの取り組みを行ってきたところである。

また、大学構内の入構車両の適正な場所への駐車の手引や入構台数の抑制など、入構車両を適切に管理することは、構内の交通安全や緊急車両の入構などをはじめとした安全・安心で快適なキャンパスの実現に必要な不可欠である。

一方、公共交通網については、六本松キャンパスの伊都キャンパスへの移転を契機に伊都キャンパスにおいても交通網は整備されて来ており、他のキャンパスも含め、本学キャンパスへの来学における公共交通機関の利用の促進に向け、必要な環境は整ってきたところである。

以上のような状況を踏まえ、環境に配慮したキャンパスの実現及び安全・安心で快適なキャンパスの実現に向けた一層の取り組みとして、本学キャンパスへの入構車両（自動二輪車を除く。）に課金を行い、これをはじめとした財源により、本学の地球環境への配慮への取り組みやキャンパス周辺及びキャンパス内における交通対策等への取り組みを更に強化する。

可能な限り早期に全キャンパスでの課金を行うこととするが、平成 21 年度は、伊都キャンパス及び箱崎キャンパスへの入構車両に対して課金を行うこととする。

なお、制度運用開始後においても、必要な事項については、適宜検討を行い、必要に応じて制度の修正等を行うこととする。

2. 金額について

(1) 一般入構証（1 年間有効）

- 教職員・学生については、年額 15,000 円とする。
- 業者については、年額 20,000 円とする。
- 紛失等により再発行する場合は、実費（1,040 円）を徴収する。
- ただし、平成 21 年度については、課金制度運用開始時期に応じ、1,200 円／月を差し引いた金額とする。

(2) 臨時入構証（1 ヶ月間有効）

- 月額 2,000 円とする。
- 紛失等により再発行する場合は、実費（1,040 円）を徴収する。

(3) 一時入構証

- 1 日あたり 300 円とする。

3. 徴収した料金の使途について

(1) 環境の保全等に関すること

- 植樹等のキャンパス緑化に関すること。
- その他環境保全・整備に関すること。

(2) 交通対策に関すること

- キャンパス内の監視員に関すること。
- ゲートの設置・保全に関すること。
- 循環バスの運行に関すること。
- その他交通対策に関すること。

(3) その他

- 各地区協議会からの要望を受け、総長が適当と認めたもの。

4. 車両管理の方策等について

(1) 車両管理の方法

- 入構者は、入構車両のダッシュボードの見えるところに入構証を置く。
- キャンパス内を循環する専門の職員を配置し、駐車場以外に駐車している車両や不正入構を行っている車両等、違反車両をチェックする。
- 違反車両に対しては、段階的注意（①注意→②警告→③入構禁止）を行う。

(2) 駐車スペースの確保等

- 大学は、各地区の状況等を踏まえつつ、駐車場の整備を行う。
- 各地区協議会は、当該キャンパスの入構可能台数、一般入構車台数、臨時入構車台数及び一時入構車台数を把握した上で、駐車可能台数分だけ入構証の発行を行う。

(3) 例外措置について

- 原則、以下に掲げる者とする。
公用車、緊急車両（救急車、消防車等）、バス、来客（他大学、官公庁）、郵便業者、宅配業者、新聞配達、タクシー、身体障害者、名誉教授（日常的に学内へ入構する者を除く）、保育園の送迎（学外者に限る）
- 上記のほか、地区協議会が認める者についても例外とする。

5. その他

- ICカードへの移行を早急を実施する。
- このほか、必要な事項については、適宜検討し、必要に応じて修正等を行う。